

# ご自宅の耐震診断 耐震改修 の

## 補助制度を拡充します!

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅を耐震診断・耐震改修する際に、制度の対象となる場合は村の補助金を活用することができます。

### 耐震診断

最大 **9万円**



### A 耐震診断の対象となる住宅

#### 対象費用

既存木造住宅の耐震診断に要する費用

※詳細な要件については事前にご相談ください

#### 支援額

診断費用の2/3 (最大 9万円)

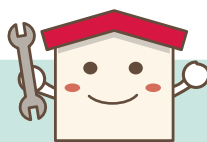
例 診断費用が 15 万円の場合

▶ 15万円 × 2/3 = 10万円

補助額上限：9万円 個人負担額：6万円

### 耐震改修

最大 **115万円**



### B 耐震改修の対象となる住宅

#### 対象費用

耐震診断により危険と判定された住宅の耐震改修工事に要する費用

※詳細な要件については事前にご相談ください

#### 支援額

工事費用の4/5 (最大 115万円)

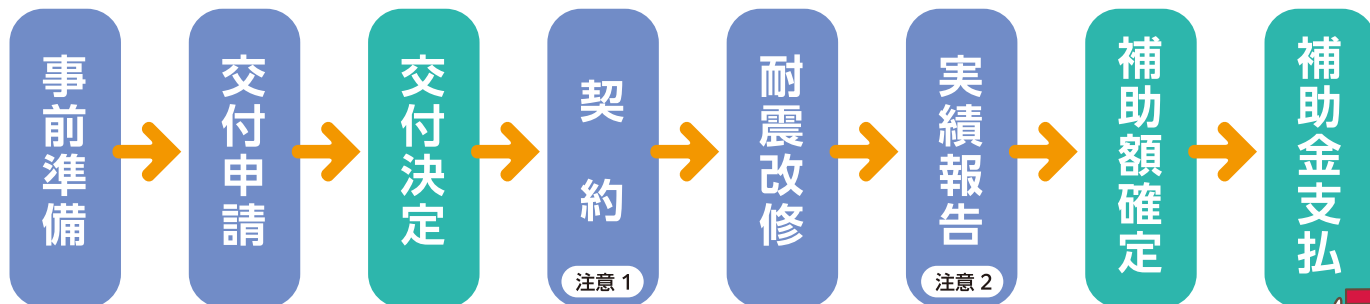
例 工事費が150万円の場合

▶ 150万円 × 4/5 = 120万円

補助額上限：115万円 個人負担額：35万円

※耐震診断・耐震改修共に、業者との契約前に必ずご相談ください。

### 手続きの流れ



注意1：契約は、村から「交付決定」が通知された後に行う。（「交付決定」前に契約した場合は補助できません）

注意2：実績報告は当該年度の2月末までに行う。（期限を過ぎると補助できない場合があります）



### 申込み受付期間

**令和8年4月13日(月)~令和8年11月30日(月)まで** (土日、祝日を除く)

募集期間内であっても、補助金交付予定総額が予算額に達した場合、受付を終了します。

問合せ先 **長生村 まちづくり課 都市計画係**

TEL : 0475-32-2116 / FAX : 0475-32-1486

# 耐震化補助制度

耐震診断

耐震改修工事



村では、近い将来発生が予想されている大地震に備え、無料で耐震相談を行い、耐震診断、改修工事等が必要な場合には補助を行います。



## 1 ご自宅は「平成12年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅」ですか？

はい

いいえ

平成12年6月の建築基準法の改正後に建てられた住宅は、現行の耐震基準に基づき建築された住宅のため、補助対象外です。



## 2 耐震相談会・補助金説明会 申込み

村が開催する耐震相談会<sup>(※)</sup>にて、建築士がご自宅の図面をもとに申込者及び所有者の住所・連絡先、住宅の建築年月、面積、増築の有無、階数等を確認し、耐震性をチェックします。

【※】第1回：6月14日(日)、第2回・3回：日程調整中

## 3 耐震診断

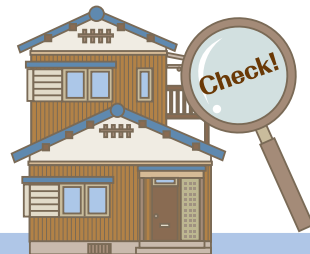
ご自身が契約した耐震診断士がご自宅に訪問し、現地調査や聞き取りをもとに耐震診断を行います。後日、耐震診断結果と共に、耐震補強の方法と概算工事費をご提案します。

※診断は住宅内部や天井裏、床下の調査も行いますので、当日は立会いをお願いします。

■耐震診断の結果は次のように示されます。

判定値(上部構造評点)	判定
1.5以上	▶ 倒壊しない
1.0以上 1.5未満	▶ 一応倒壊しない
0.7以上 1.0未満	▶ 倒壊する可能性がある
0.7未満	▶ 倒壊する可能性が高い

▶ 上部構造評点が1.0未満の住宅は、耐震改修工事に係る補助の対象となります。



耐震性なし(評点1.0未満)

耐震性あり(評点1.0以上)

耐震改修は不要です。

## 4 耐震改修工事申請

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」(評点1.0未満)と診断された既存木造住宅に対し、耐震改修等工事への補助を行います。

▶ 補助額 4/5 以内 (上限 115万円)

耐震改修工事とは

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判断された木造住宅について、耐震性を向上させるための工事です。なお、補助金の対象となる工事は、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上となるように改修する工事をいいます。(補強計画図等の作成にあたっては、精密診断法による精密診断が必要です。)

補強方法

耐震改修における補強方法には、次の4種類などがあります。

壁の補強

接合部の補強

基礎の補強

屋根等の軽量化

(注意) 補助対象となるのは、耐震性能を向上させる工事とそれに伴う工事です。リフォーム工事や仕上げ材のグレードアップ工事などは補助対象外です。

## 5 工事契約及び工事着手

- 補助金交付決定前に工事契約や工事着手した場合は、補助金は交付されません。
- 補助金に係る耐震改修を中止した場合は、補助金は交付されません。
- 同時にリフォーム工事を行っても、リフォーム工事における経費は補助対象外です。